

低所得世帯支援給付金のご案内

手続きが必要な場合があります

- 低所得世帯（均等割のみ課税世帯）支援給付金（1世帯あたり10万円）と低所得世帯支援給付金のこども加算（児童1人あたり5万円）は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

支給対象と支給額

低所得世帯（均等割のみ課税世帯）支援給付金

令和5年度分**住民税均等割のみ課税**の世帯

→ 1世帯あたり**10万円**

低所得世帯支援給付金のこども加算

令和5年度分住民税非課税または均等割のみ課税世帯の**子育て世帯**※

→ 児童1人あたり**5万円**

※同一世帯内で18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯

※別世帯に扶養している児童がいる場合も対象になることがあります

手続き方法

「お知らせ通知」を送付

北海道から1万2千円
または登別市から7万円
を**受給**した世帯のうち

- ・振込先が世帯主本人名義の口座
- ・世帯状況に変更がない

世帯には、

「お知らせ通知」（**手続きが原則不要**）
を送付します。

詳しくは裏面「I」へ

「確認書」を送付

北海道から1万2千円
または登別市から7万円
を**受給していない**世帯や

- いずれかの給付金を**受給**した世帯で
- ・本人名義以外の口座や現金で受給
 - ・世帯状況に変更があった

世帯には、

「確認書」（**手続きが必要**）
を送付します。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

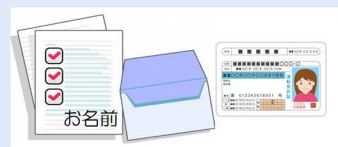
I お知らせ通知が届く世帯

- 対象となる世帯には、令和6年2月22日（木）に登別市が受給方法や支給日が書かれた「お知らせ通知」を送付します。
- 給付金を受け取るための、**手続きは不要**です。
- 振込先口座を変更したい場合や給付金の受給を辞退したい場合、支給要件に該当しない場合は「お知らせ通知」に記載の指定日までにご連絡をお願いします。

※ご連絡がない場合は、承諾いただいたものとみなし、「お知らせ通知」に記載の支給日に給付金をお振り込みします。

II 確認書が届く世帯

- 対象となる可能性のある世帯には、令和6年2月29日（木）に登別市が給付内容や確認事項が書かれた確認書を発送します。
- 中身を確認して、確認書を登別市に**返信**または専用ウェブサイトにて**オンラインで確認**してください。
- 確認事項は次のとおりです。



- ・記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ・世帯の全員が住民税均等割が課税されている親族等の扶養を受けていないか
- ・世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の方がいないか
- ・同一世帯内で18歳未満の児童を扶養しているか（こども加算のみ）

※詳しくは、確認書に同封された案内をご覧ください

※登別市が確認書等を受理した日から2週間前後で給付金をお振り込みします。

令和6年5月31日（金）までに手続きをしてください



低所得世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

登別市役所保健福祉部社会福祉グループ
「低所得世帯支援給付金」窓口

受付時間 平日9:00～17:30



0143-57-1000